

2011年度の取組み経過と2012年度活動方針

一、第8回総会以降の取組み経過と到達点

1. はじめに

政治の混乱は、混迷へと深刻化している。東日本大震災という戦後最大といえる国難に際してさえ、復旧・復興そして政策よりも、政局と政争が優先されていることに対する政治への不信は、一方を否定するために他方を選択してきた民意自身の問題でもある。

政治の最大の役割は、国民により構成される国の運営を通じて国民を守ることに他ならない。しかし、近年の混乱を導いた悪習は、選挙を意識するあまりの過剰なまでの政治のポピュリズム化にある。政権交代から2年、政治に対する国民の不信と不安は危機的状況にあり、それは民主党を中心とする政権の評価に収斂されているが、東西冷戦構造崩壊と55年体制の終焉後、新たな政治的秩序と選択肢が模索されていたなかで具現化した政権交代が、選挙により果たされたという単なる民主主義の機能の歴史で終わらせてはならない。

一方、市民生活の質の向上をはかるとともに、その安心と安全を確保し、企業が有効に活動するための基盤となる公務公共サービスは、政治との関係において構成されることは普遍的現実である。

公務労協は、公務公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任と役割を果たすとともに、政府・公務員そして公共サービスに対する国民の信頼回復をはかるとを基本的な立場として、第一にすべての公共サービス労働者の生活改善と格差是正をはかると、第二に良質な公共サービスの実現に向け、そのあり方を再構築すること、第三に公務員制度の抜本改革と公務における労使・労働関係の改革を推進すること、第四にこれらの取組みを通じて組織の強化・拡大をはかるとを柱に、「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」、「事業仕分け、独立行政法人改革等に対する雇用・労働条件確保の取組み」、「地方分権改革・国の出先機関の見直し等に対する取組み」、「公務員制度改革、労働基本権確立の取組み」、「公務公共サービス労働者の組織化と産別結集の活動の推進」等の諸課題への対応を、民主党を中心とする政権への連合の対応に結集する一方で、自民党を中心とするこれまでの政権との関係とは異なる有意義な労使関係を構築することを求め、具体的な取組みを進めた。

2. 良い社会をつくる公共サービスキャンペーン

2004年秋以降の公共サービスキャンペーン活動における重要かつ大きな意義を有する到達点となった2009年5月の公共サービス基本法の成立を踏まえ、2010年春季生活闘争以降新たな活動段階に移行した「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」について、小泉政権以降継続されてきた新自由主義に基づく構造改革路線がもたらした格差の拡大と貧困の増加そして2008年秋以降の世界的な経済危機により明らかになった雇用や社会保障等における公共サービスの脆弱さに対して、現物(サービス)給付の重視を前提とした国民の安心と安全を確保するための公共サービスの再構築をはかることをめざし、2011年春季生活闘争方針において、公共サービス基本条例の制定の取組みに重点を置いた活動の具体化を提起した。

具体的には、①地方自治の本旨に基づくとともに、多くの公共サービスが地域そして自治体に基盤を置くものであることから、すべての地方自治体において「公共サービス基本条例」を制定することを求める、②各地方公務労協または地方連合会官公部門連絡会は、地方連合会との連携のもと、自治体2・3月議会または6・7月議会において、自治体首長提案または地方連合会組織内議員等による議員立法をめざすこととした。また、①連合「2011年度政策・制度実現の取り組み方針」における提起、②2011年統一自治体選挙における組織内外の候補者との連携、③都道府県単位に4つのモデル地方公務労協(地方連合会官公部門連絡会)の選定と財政措置、④「公契約条例と公共サービス基本条例の制定をめざす中央集会」(仮称)の連合後援による開催、同趣旨・主催によるブロック集会の開催の検討、⑤各都道府県における地方連合会との連携による「公契約条例と公共サービス基本条例の制定を求める都道府県等集会」の開催、「公契約条例と公共サービス基本条例の制定を求める県民の会」の発足等を具体的な活動として提起した。

2011年2月23日、民間構成組織を含め全国から200名が参加するもと、東京・ルポール麹町において、「公契約条例と公共サービス基本条例制定をめざす中央集会」(主催：公務労協・NPO事業サポートセンター、後援：連合)を開催した。集会では、「公契約条例と公共サービス基本条例制定の今日的意義」と題するシンポジウムを行い、コーディネーターを竹信三恵子朝日新聞社論説委員が、またパネリストを團野久茂連合副事務局長、山根眞智子NPO事業サポートセンター理事、高橋公内閣府「新しい公共」推進会議構成員、勝島行正(社)神奈川県地方自治研究センター事務局長が務めた。このシンポジウムにおいて、竹信氏は「条例の制定に向けた運動をその第一歩として、非正規の人々や住民・地域との交流の場づくりを積極的に進めていただきたい」、勝島氏は「地域の中で何が起きているのか、もう一度問い直し、街づくりの視点でこの

問題を考えていくことがとても重要だ。公契約条例はそのための一歩である」、山根氏は「行政と直接サービス受給者と接し、ノウハウやサービス需要の蓄積があるNPOとの協働が生かされるよう、課題や共通認識を対等な立場で論議できる場を設置することが重要だ。条例制定は現状を打破する一つになり得る」、高橋氏は「公共サービスが安かろう、悪かろうでは、地域がボロボロになってしまう。新しい公共のもと、公共サービスの質をどのように担保していくのが重要で、労働組合の役割を再認識した上で、社会に向かって問題提起し、広く語りかけていく必要がある」、團野氏は「連合の役割でもあるが、公契約の抱えている課題・問題点を社会に広く周知徹底することがまず大事である」と述べた。

モデルとして選定した地方公務労協(地方連合会官公部門連絡会)においては、秋田県では、2010年10月16日に県公務労協、連合秋田、公共サービス関連労組(私鉄)、連合議員懇県議団により、「公共サービス基本条例の制定を目指す県民の会」を発足させた。県民の会は、学習会開催、街頭宣伝と条例制定を求める署名活動、公共サービス基本条例制定の世論喚起をはかるためテレビCMを作成し、地元テレビで放映するなどに取り組み、本年11、12月県議会への提出をめざし条例案を作成している。

東京都では、2011年6月11日、多摩市において、地元大学関係者、地方議会議員、業務委託企業の労働組合などとともに「公共サービス基本条例・公契約条例をめざすシンポジウム」を開催した。パネラーとして出席した阿部多摩市長は、2012年4月施行予定で公契約条例制定に向けた検討がはじまっている他、同条例制定後の検討課題として公共サービス基本条例制定を位置付けていることを報告した。

徳島県では、2010年11月19日に徳島県知事に対し公共サービス基本条例制定を求める要請署名を提出、2011年5月1日の徳島中央メーデーにおいて「良質な公共サービスの確立を求める特別決議」を採択した。さらに、7月には、連合徳島、全徳島建設労働組合、組織内議員などから構成する「良質な公共サービスの確立を求める徳島県連絡協議会」を発足させ、今後は県内の自治体首長、NPO関係者にも参加を呼びかけるとともに、11月に開催予定のシンポジウムには四国各県の公務労協にも参加を要請するなど幅広い運動をめざしている。

国民生活の安定・安心を支える良質な公共サービスを確立する「公共」の再構築を目標とするこの取組みは、公務労協の存在意義を組織内外に示すものであるとともに、恒常的そして永続的な対応が求められるものである。これまでの取組みの到達点を踏まえ、とくに公共サービス基本法の趣旨を具体的に活かし実践する主体的な対応を通じて、公務公共サービスに従事する労働組合の社会的責任と役割そして信頼回復をはかる戦略的活動としての取組みを引き続き強化していく必要がある。

3. 事業仕分け、独立行政法人及び政府関連公益法人改革、特別会計の制度的な見直しに対する雇用・労働条件確保の取組み

政権交代以降実施されてきた事業仕分けは、①第1弾(2009年11月)～国が行う449事業について実施、②第2弾(2010年4、5月)～独立行政法人が行う事業(47法人、151事業)及び政府系公益法人等が行う事業(70法人、82事業)について実施、③第3弾(2010年10、11月)～前半(10月)は特別会計(18会計51勘定)、後半(11月)は行政事業レビュー再仕分けが行われてきた。

公務労協は、自民党を中心とする政権における総人件費削減、行政改革・独立行政法人改革等への対応・対策を講じるため設置した行革・雇用問題対策連絡会議を改組・改編し行政刷新会議対策委員会を2009年10月29日に設置、2011年度においても同対策委員会を継続し行政刷新会議における課題全般についての対策を講じた。

具体的には、「独立行政法人及び政府関係公益法人の見直し」については、政府の責任による当該職員の雇用確保を最低限として、国民生活の安心・安全を脅かす事業の効率化は容認できないという立場を基本とした。

また、「特別会計の見直し」については、個々の事務・事業、資金等について国民生活の安心・安全の確保を前提として、見直しに伴って雇用問題が生じる場合は、政府における統一的な体制確立等の国の雇用責任の明確化と、公務労協及び当該構成組織との十分な交渉・協議、合意により措置することを求めることとした。

一方、蓮舫大臣は、2010年11月24日の記者会見において、「閣僚懇談会で、これまで4月に行われた独立行政法人の事務事業の見直し作業を各府省の積極的な協力のもと進めてきた。その成果を次回の行政刷新会議で報告し、そして独立行政法人の事務事業の見直しの基本方針を決定することを予定している」と報告し、第14回行政刷新会議において「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を決定した。

これに対し公務労協は、2010年11月26日に開催した第11回行政刷新会議対策委員会において、①「各独立行政法人について講ずべき措置」については、公務労協及び当該構成組織との交渉・協議を実施しないもとの一方的な対応であり、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(2009.12.25閣議決定)に係る要請(12.24)における回答を反故にしたものと評価する、②行政刷新会議及び閣議において、これが決定された場合、政府に対する抗議を行うとともに、改めて、個々の事務・事業の精査をはじめとする見直し及び雇用問題について、公務労協及び当該構成組織との十分な交渉・協議、合意により措置することを強く求めることを基本的な立場として、①早急に内閣府政務官交渉を実施し、「各独立行政法人について講ずべき措置」に係る抗議と今後の独立行政法人の見直しに関する申入れを実施する、②関係構成組織は、当該府省及び法人当局に対し、「各独立行政法人について講ずべき措置」の策定に至る経過等を質すとともに、労使関係を無視した対応については嚴重な抗議を行う、③連合との連

携のもと行政刷新会議対策を強化することとした。

そして、2010年12月1日に内閣府政務官交渉を実施し嚴重な抗議を行い、①26日の行政刷新会議では、まず独立行政法人見直しの基本方針を示しただけであり、大きな改革のときには組合の皆さんとしっかりと向き合いながら、雇用確保に配慮して前に進めていきたい、②基本方針を決定したこれからの議論のスタートであり、どのような形の協議になるかは検討させていただきたい、③見直しは事務・事業をただ廃止するのではない。国民に納得してもらえる行政サービス提供には、現状のなかからどのようにして質の良いものを見出していくのかという視点に立って見直しを進めたいとの見解を得た。

また、2011年5月24日に実施した同政務官交渉における「独法職員も原発への対応も含めて震災の復旧・復興に本当に一生懸命対応いただいております、見直し作業が法人に負担を与える恐れもあることから、事務局内部の整理は行っているが、ヒアリングや意見交換など対外的な検討は進んでいない。今後、状況を見ながら議論していくことになるが、皆さんと議論させていただきながら信頼関係のもと進めていきたい。」との回答を踏まえ、2011年6月14日及び17日に、該当構成組織による内閣官房行政改革推進室の「独立行政法人の制度・組織の見直し」に関するヒアリングに応じた。ヒアリングにおいて各構成組織は、①独法制度の「良い点」として、ア)柔軟かつ弾力的な組織・業務運営ができるようになったこと、イ)労使協議制による業務運営が定着し、職員の仕事に対するモチベーションが高まったこと、②「悪い点」として、ア)法人見直しの議論が続く中、落ち着いて業務に専念できないこと、イ)毎年度の運営費交付金の圧縮が業務運営に支障を生じさせていること、ウ)「3～5年の中期目標期間」について、研究独法においてはテーマが5年を超えるものを含め長短様々であり整合性がないことなど、現場実態を踏まえた意見反映を行った。

特別会計の制度的な見直しについて、政府は、事業仕分け第3弾において、国有林野事業、貿易再保険、社会資本整備事業、森林保険の4つの特別会計を廃止、漁船再保険及び漁業共済保険、農業共済再保険、食料安定供給の3つの特別会計を統合と判定した。そして、第15回行政刷新会議(2011年1月20日)で「6月末までに具体的な方針を決定し、関連法案を2012年通常国会に一括提出する」ことを確認した。しかし、政府は、東日本大震災に係る復興を優先するため4月に作業の中断を決定、その後6月から一部の作業を再開することを決めたが、2012年通常国会への関連法案の一括提出は困難な状況となっている。

今後予定される独立行政法人の制度見直しについては、2001年4月の制度発足と以降の経過を踏まえ、そして政府関連公益法人についても、法人廃止ありきではなく、国民のニーズに基づく十全な事務・事業の検証と見直し、そして政府の責任による雇

用問題への対処が不可欠である。また、特別会計の制度的な見直しについては、引き続き、公務労協及び当該構成組織との十分な交渉・協議、合意により措置することを求めていく必要がある。

4. 地方分権改革・国の出先機関の見直し等に対する取組み

政府は、2010年12月27日の地域主権戦略会議において、「出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲する」アクション・プランを決定し、翌28日に閣議決定した。具体的には、法整備前においても地方自治体の要望に応じ移譲を進める方針を提起した一方で、新たな広域実施体制の整備のための関連法案の提出を2012年通常国会に提出し、準備期間を経て2014年度中の移譲をめざすこととされた。

公務労協は、これに先立つ12月21日、片山地域主権改革担当大臣に対する要請を実施した。要請に対し片山大臣は、①出先機関改革とは、国の仕事は中央政府が担うものに特化し、国内の行政をできるだけ自治体へ移していくということで、広域的にまとまるところはブロック単位で一括して移管するという、②今、地域で検討が進められているところは、九州7県、沖縄、関西広域連合、首都圏、北海道などで、こうしたところを対象に、直轄国道などの権限を移していく、③権限の『受け皿』が適切かどうかについて検討が必要となり、それを踏まえ、広域行政機構が信頼のおける組織かどうかについて判断し、国会に法案を提出する予定である、④人員の移動が伴う場合は十分ご意見をお聞きし、相談しながら進める、との見解を明らかにした。

アクション・プランの閣議決定を踏まえ、2011年1月25日、地域主権戦略会議のもとにアクション・プラン推進委員会が設置され、直轄道路・直轄河川チーム、公共職業安定所(ハローワーク)チーム、共通課題チームの3チームにより検討が進められた。

一方、関西広域連合、九州地方知事会から2011年5月26日、当面の移譲希望機関として経済産業局、地方整備局、地方環境事務所の3機関が提示され、これを受け、片山大臣は関係大臣に対し移譲に向け積極的かつ前向きな検討を要請した。

そして、2011年7月7日に開催された地域主権戦略会議において、地方自治体の発意による出先機関の移譲を行う特例制度の骨子(素案・未定稿)が示され、9月に行われるアクションプラン推進委員会及び戦略会議において、①広域的实施体制の枠組みの決定、②移譲対象事務・権限の範囲(3機関を対象)についての概ねの整理、③人員移管等の枠組みの決定と、「移譲対象出先機関決定に向けての中間とりまとめ」が行われることとなった。

また、「中間とりまとめ」を踏まえ、順次法案化作業が進められるとともに、年内に移譲対象出先機関と移譲対象事務・権限の閣議決定を行うこととされた。

公務労協は、2011年7月28日、逢坂担当政務官との協議を行い、①人材の地方移管にあたって必要となる枠組み・ルール等は、当該職員に直接かつ重大な影響を生じさ

せるものであり、公務労協との交渉・協議、合意を前提として、政府としての対応を進めること、②人材移管の枠組みの検討を行う人材調整準備会合に、直接の当事者である公務労協・関係組合の代表者を加えること、③地域主権改革・出先機関改革については、交渉・協議、合意の上に進めることを改めて求めた。また、2011年8月4日に行われた出先機関改革に関する民主党地域主権調査会によるヒアリングにおいて、同趣旨の観点からの要請を実施した。

地域主権改革は、社会経済情勢の変化に対応した形で国と地方自治体の行政の役割分担を見直し、その上で、補完性の原理を踏まえ、より地域に密着した基礎的自治体が国民生活に不可欠な公共サービスを住民のニーズにそって遂行するとの観点で進めるべきである。加えて、「地域主権」の本旨を踏まえた改革とすべきであり、「行革、総人件費削減」を目的とした改革であってはならない。また、国の出先機関の見直しは、国家公務員の地方公務員への身分移管という雇用・勤務条件上の重大な課題を含むとともに組織問題としての極めて重大な側面を有しており、公務労協全体としての対応をより一層強化することが必要である。

5. 公務員人件費改革に対する取組み

民主党がマニフェスト2009で掲げた「国家公務員総人件費の2割削減」は、第22回参議院議員選挙において、自民党、公明党、みんなの党が公務員の総人件費削減または抑制をマニフェストに掲げ、シングル・イシュー(単一争点)的な政策で公務員及び公務員組合を悪役に仕立てた政治勢力が、結果として議席を伸ばしたことにより、公務員給与の取扱いが政治的そして社会的に焦点化することとなった。とくに、2010年9月17日の菅第一次改造内閣発足以降は、2010年人事院勧告の取扱いをめぐり関係閣僚から「深堀り」発言が繰り返されるなど、政治的・政策的に労働基本権の回復との並行した対応をはからざるを得ない状況となった。

公務労協は、第177通常国会期以降、総人件費削減問題が焦点化する情勢を踏まえ、対応に係る実務的検討を行うための機関として「総人件費削減対策PT」を設置し対策を強化した。具体的には、2011年1月7日の第1回会合以降、経過と情勢認識の共有化をはかり、2011年5月12日に開催した第5回会合において、国家公務員給与削減に係る基本的問題意識や、政府と公務員連絡会との交渉における最低限確認事項等について議論した。

国家公務員給与の削減に係る総務省と公務員連絡会との交渉は、2011年5月13日～23日の間において実施され、①政府を代表して総務大臣が、またその代理として政務官が責任ある説明・説得・回答をなすために交渉に臨み、延べ約4.5時間にわたる対話・議論が行われたこと、②極めて異例の措置として、自律的労使関係制度を先取る形で交渉が行われ、給与引下げと自律的労使関係制度の導入に係る法案は、同時に国

会に提出、政府として両法案とも今国会での成立に向けて努力を尽くすとされたこと、③削減は、マニフェスト政策の実現を出発点に、現下の厳しい財政状況のもと、今日の社会環境に対応した政策の実現をはかることに目的と大義があり、「結果として、財政政策の観点から復旧・復興の財源として充当する」ことを労使で共有化したこと、④定員について、東日本大震災の影響により、現時点で大幅な純減目標を掲げて取り組む状況ではなく、定員査定は大震災対応の必要性を踏まえて対応するとされたこと、⑤財政上の措置を含め地方公務員への影響を遮断するとされたこと等を踏まえ決着した。

そして、政府は2011年6月3日、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案を閣議決定し国会に提出した。

公務労協は、国家公務員制度改革関連4法案との国会審議に係る同時決着について、政府の決意を踏まえつつも、現実的・実質的権限を有する与野党対策を強化した。一方、国会は、独自の削減に係る法案を参議院に提出したみんなの党を除き、野党各党における法案への統一した評価と対応が不明確なまま、東日本大震災の復旧・復興への必然的な対応と政局を優先した国会運営により、国家公務員の給与の臨時特例に関する法律案の審議が行われることはなく会期末を迎え、継続案件となった。

2000年代中盤以降、政治情勢の緊迫化と膨大な公的債務の存在により、公務員の処遇に係る厳しい社会的・政治的評価が行われるもと、国家公務員の給与削減について、労使関係において決着したことにより、自律的労使関係制度の確立に向け、先駆けてこれを現実化したことで改革に係る様々な懸念を払拭し制度化に向けた必然性を明らかにしたものの、引き続き、不安定な政治情勢が継続されるもと、公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任を果たす一方で、そのことと両立する組合員の賃金・労働条件の確保に向け毅然とした対応をはかる必要がある。

6. 公務員制度改革、労働基本権確立の取組み

政治的に制約状況が継続されてきた最大の要因であった公務員の労働基本権付与に否定的立場の自民党を中心とする政権から、労働基本権の回復を政権政策に掲げた民主党を中心とする政権への交代が実現したものの、衆参で多数派が異なる「ねじれ国会」の再現等を背景とした政治情勢の混迷化と国政停滞のもと、第175臨時国会期までの間において、課題の解決に向けた具体的対応がはかられることはなかった。

一方、2008年7月11日を施行日とした国家公務員制度改革基本法は、「必要となる法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。」としていたことから、2010年秋以降2011年通常国会期において時限的対応が求められることとなった。

そして、政府が2010年11月1日の「公務員の給与改定に関する取扱いについて」の

閣議決定において、「国家公務員の給与改定については、次期通常国会に、自律的労使関係制度を措置するための法案を提出し、交渉を通じた給与改定の実現を図る。」との立場を明らかにしたことにより、労働基本権の回復に係る検討が、民主党公務員制度改革・総人件費改革PTと連合及び公務労協との間で本格化することとなった。

公務労協は、2010年10月20日に第49回対策本部会議を開催し、「2010年秋から第177通常国会期を焦点として、ILO勧告をみたした労働基本権の確立と民主的公務員制度改革の実現に係る法制度措置をはかる」ことを基本的な立場として確認し、11月12日の第50回対策本部会議において、①勤務条件法定主義の取扱いと協約の効力、②職員団体制度の取扱い、③労働組合法の適用等を課題とした具体的な制度設計等に係る骨格について年内合意をめざすこととした。

また、12月3日に開催した第51回対策本部会議においては、労働基本権確立に関する制度の骨格に係る到達点を踏まえ、それを反映した「自律的労使関係制度に関する改革素案たたき台」が12月7日の民主党公務員制度改革・総人件費改革PTに提起されることとなったことから国家公務員制度改革推進本部事務局との交渉・協議を実施することとした。

そして、12月8日、15日の交渉・協議を踏まえ、国家公務員制度改革推進本部事務局は2010年12月24日、「自律的労使関係制度に関する改革素案」を公表し、国家公務員制度改革基本法第12条の趣旨を踏まえ意見募集を開始した。

ILO勧告をみたした労働基本権の確立について、団結権及び争議権を含めた一体的・全体的解決を求めたことに対し、政府は2010年11月26日、公務員制度改革担当大臣の私的懇談会として争議権の付与に係る公聴的議論及び立法技術議論の補強を行う場と位置付けた「国家公務員の労働基本権(争議権)に関する懇談会」(座長：今野浩一郎学習院大学教授)を発足させ、発足以降5回にわたる会合で集中的な議論を進め、12月17日に報告を取りまとめた。公務労協は、連合との連携のもと、元連合副会長の丸山建蔵委員を通じて、公務員への争議権の付与を実現すべく積極的な意見反映に努めてきた。報告は、「国家公務員に争議権を付与するか否かについての結論をはじめに決めた上で議論することは避け」ることとしたものの、「グローバル経済化の進展、国際関係の枠組みの変化、少子高齢化の急速な進行」など経済社会情勢における「我が国が直面する諸課題を乗り越え」、「複雑困難化する政策課題への対応能力を高めるとともに、コスト意識を徹底し、効率的な行政運営を実現していく」ため、「行政を取り巻く環境や新たな政策課題に対応した人事・給与制度等の見直しを、高い緊張感とモラルを持った労使が真摯に交渉しつつ積極的に実現できるようにしていく」ことに、争議権付与の積極的な意義を見出している。さらに「争議権を付与する場合の規制措置等の必要性」を明らかにし、①安全保持施設における争議行為の禁止などの民間労働法制の導入、②争議行為や強制調停など労働関係調整法に規定されている

公益事業に関する特別な仕組みを参考にした枠組みづくり、③特定独立行政法人の労働関係に関する法律に規定されている強制仲裁の仕組みを参考にした公益保持の観点から真に必要な場合に限った新たな仲裁措置の導入など、交渉不調時にもできる限り自主決着を促しつつ公益を保持する仕組みを提示した。また、争議権を付与する場合、その範囲を業務内容や機関・部門で切り分けることなく、一部の幹部職員と警察、海上保安庁及び刑事施設を除く国家公務員全体を対象としたことや、制度設計に当たっての基本的な考え方や実効性のある選択肢を示したものの、団体交渉の実態や課題を踏まえた上で争議権付与の時期を決断することも1つの選択肢となり得るとし、争議権を付与するかどうかやその際の具体的な制度設計など最終的な判断は政府に委ねるものとなった。

2010年1月に発足した「消防職員の団結権のあり方に関する検討会」は、2010年12月3日の第9回検討会をもってとりまとめた報告を12月14日に公表した。報告は、団結権を回復することにより生じる課題・懸念や団結権を回復する場合の制度のあり方と対応策などについて整理を行った上で、①団結権を回復し、一般行政職員と同様に当局との交渉を行う、②団結権を回復し、一般行政職員と同様に当局との交渉を行うが、消防職員には何らかの法律上の特例を設ける、③団結権を回復し、当局との交渉に代わる協議の仕組みを構築する。職員側の委員の選任方法について、職員の団体が直接指名する、④団結権を回復し、当局との交渉に代わる協議の仕組みを構築する。職員の団体の推薦に基づき当局側が指名する、⑤団結権を回復し、当局との交渉も協議も行わないの5つのパターンを提示した。しかし、①団結権付与により部隊活動が妨げられる、②消防団組織との関係が悪化する、③地域住民の不安が強まる、④そもそも警察と消防は同じである等の団結権付与に強く反対する意見との激しい対立のもと、「団結権を回復するか否かについては、今後、政府において検討の上、最終的に決定されるべきものである」とされるにとどまるものとなった。

「自律的労使関係制度に関する改革素案」公表と意見募集(2011年1月14日終了 総数217件(団体：17件、個人：200件))を踏まえた2011年1月25日、公務労協は第52回対策本部会議を開催し、素案における課題について、①刑事施設職員の取扱い、②地方公務員の取扱い(消防職員の基本権、中央交渉または勤務条件の決定に係る基準(指標)の策定機能等)、③争議権の取扱い、④交渉レベル、交渉当事者、交渉(協約)事項の集約化、⑤団体交渉に臨む労働者側代表の責任と権限および選定、⑥締結された労働協約の勤務条件に係る法律事項と政令事項の振り分け、⑦管理運営事項の特定(交渉または協議対象の明確化)、⑧労使協議制度、⑨在籍専従制度、⑩救済制度、⑪実施時期、⑫その他の12項目とし、①消防職員及び刑事施設職員への団結権・団体交渉権の付与、②争議権に係る団体交渉権・協約締結権との一体的解決、③地方公務員

の労働基本権に関する国家公務員と同時期の関係法律案の国会提出を政治的重点事項に設定した。

そして、引き続き、連合とともに対政府及び民主党公務員制度改革・総人件費改革PT対策を強化する一方、2011年2月24日の第53回対策本部会議以降、政府からの「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の全体像について(案)」の提案に伴い、国家公務員制度改革推進本部事務局との交渉・協議を実施した。具体的には、3月3日に次長交渉を行い、その後の2011年3月8日の第54回対策本部会議において質問・要求事項を確認、3月9日の次長交渉で回答を得た。

また、連合は2011年3月4日に行われた政府・連合トップ会談において、古賀会長が菅総理に対し、①消防職員及び刑事施設職員への団結権・団体交渉権、②争議権、③地方公務員の取扱い、④在籍専従制度問題の4点について要請した。

一方、当初2011年3月15日に予定されていた「国家公務員制度改革基本法等に基づく改革の全体像について」の国家公務員制度改革推進本部決定は、東北地方太平洋沖地震の発生により延期され、2011年4月5日に行われた。

公務労協は、同日実施した内閣府担当政務官交渉において、「政府・連合トップ会談」要請をはじめ、①給与法等の法律事項と政令事項の振り分け、②実施時期の課題について、公務労協や連合との合意を踏まえ関係法案を提出することを求め、「公務員制度改革関連法案に関わっては、これまでの経過等も踏まえ、公務労協と十分な議論、意思疎通を重ねつつ、しっかり真摯に対応していきたいと考えている。」との回答を得た。

さらに、2011年4月20日の第55回対策本部会議において、最終的に公務員制度改革担当大臣と委員長クラスとの交渉を配置することとし、残された6課題への対応・対策を強化した。具体的には、2011年5月20日に国家公務員制度改革推進本部事務局長交渉、同24日に内閣府担当政務官交渉を実施、2011年6月2日に第56回対策本部会議を開催し、①第177通常国会の会期に係る動向を注視し、国家公務員制度改革関連4法案の早期成立をはかる。その際、国家公務員給与の削減に係る法案が先行して審議・採決が行われることが断じてないように対応する、②地方公務員の労働基本権等に係る法案の可及的速やかな策定と国会提出に向けた対策に全力を傾注する等の基本的な立場など大臣との最終交渉に臨む態度等を決定した。そして、同日実施した交渉で中野公務員制度改革担当大臣は、①争議権の検討は十分協議していく、給与法等の法律事項と政令事項の振り分けについては自律的労使関係制度のもとで然るべく交渉していくこと、②自律的労使関係制度を措置するための4法案と給与減額措置のための法案については、政府として両法案の成立を執念を持ってめざしていく、③消防職員の団結権等をはじめ地方公務員の労働基本権の問題については、公務員制度全体として整合性をもった改革が実現するよう、今後とも総務大臣はじめ総務省政務三役と緊密に連携していく、④国会において速やかに審議の上、成立に向け最大限努力してい

く、⑤新たな制度の下で、労使が真摯に向き合い、円滑かつ効率的な交渉を通じて時代の要請に応え、公務に働く皆さんとともに新たな制度を築き上げていく所存であるとの回答を得た。

一方、総務省は、同日開催された民主党公務員制度改革・総人件費改革PTにおいて、「地方公務員の労使関係制度に係る基本的な考え方」を提起・公表したが、消防職員の団結権については「付与することを基本的な方向としつつ、必要な検討を進める」という表現にとどまることとなった。これに対し連合は、6月10日に実施した政府・連合トップ会談の前段で申入れを行い、政府公式見解として「消防職員に団結権を付与する」との官房長官回答を引き出した。

以上の経過を踏まえ、「国家公務員制度改革関連4法案」は、幹部人事の一元管理その他の人事制度改革及び退職管理の一層の適正化とともに、自律的労使関係制度を確立する措置として2011年6月3日に閣議決定され国会に提出された。

公務労協は、同日、対策本部見解を発出し、①自律的労使関係制度を措置する法案が、民主党を中心とする政権のもとでまとめられたことは、政権交代を強く意義づけるものであり計り知れない歴史的意義を持つものである、②地方公務員の労働基本権については、基本的考え方で「一般職の地方公務員に協約締結権を付与する」ことが明記されたことにより、国・地方の公務員の労働基本権について全体のパッケージとして改革することが確認されたものと受けとめる、③悲願であった公務員の労働基本権、自律的労使関係の確立に向けた取組みは、民主党を中心とする現政権のもと、いよいよ最終局面を迎える、連合とともに法案の成立に全力を挙げることを明らかにした。

また、連合は、①公務員労働者の労働基本権回復を最重要課題の一つとして政策要求に掲げ、国際労働運動と連携したILOへの提訴と累次の勧告を引き出し、国内外でその実現を目指して取り組んできた、②本日閣議決定された自律的労使関係制度の措置内容は労働基本権回復に向けた可能性を開く歴史的な一歩であり、これまでの取組みと政権交代の結果として評価する等の事務局長談話を公表した。

衆参のネジレという前提のもと、2011年6月2日の衆議院本会議における内閣不信任決議案否決と不明確な総理辞意表明等の政局を踏まえ、総理の退陣時期と会期延長等をめぐり第177通常国会最終盤の情勢は、極めて混沌としたものとなった。そして、2011年8月31日までの70日間会期が延長されたことを踏まえ、早期の審議開始と会期内成立に向けた対策を強化したが、野党各党の法案に対する評価が不明確なもと、東日本大震災の復旧・復興への必然的な対応と、菅総理が提起した2011年度第2次補正予算、公債特例法、再生エネルギー法の審議・成立を優先した政局により、審議が行われることはなく会期末を迎え、継続案件となった。

公務員の労働基本権回復を政権政策に掲げた民主党を中心とする政権が発足して約2年が経過したが、制約状況はなお継続されている。しかし、「国家公務員制度改革関連4法案」の国会提出は、1947年に国家公務員法が制定され、1948年に政令201号により争議権が全面禁止、同年の国公法改正により国家公務員について労働三法の適用を除外、これ以降、交渉権における現業と非現業の適用関係の相違はあるものの、1950年に制定された地方公務員法を含め、公務員の労働基本権の制約状況が60年余にわたり継続されてきたもとで、政権交代の意義を明らかにした歴史的変化である。今後は、労働基本権の回復と民主的公務員制度改革を実現する最重要な機会を第179臨時国会期とし、ILO勧告をみたした法制度措置の実現に向けた正念場の対応をはかる必要がある。

7. 新たな高齢雇用施策の確立への対応

2010年8月10日に行われた人事院の報告において、「公務員の高齢期の雇用問題～65歳定年制の実現に向けて～」と題する「定年延長に向けた制度の見直しの骨格」が示され、「本年中を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出を行う」ことが明らかにされたことを踏まえ、公務労協は、引き続き、新たな高齢雇用施策検討委員会を中心として、「雇用と年金を接続した公務・公共部門の新たな高齢期雇用政策の基本方向」の実現に向けた対応をはかった。

具体的には、遺憾にも2010年中の意見の申出が見送られ、2010年12月22日に人事院が提示した「高齢期雇用問題に対する検討状況の整理」に対し、2011年2月10日に開催した第19回公務・公共部門の新たな高齢雇用施策検討委員会において、考え方(公務員連絡会が意見書として提出)を整理した。また、2010年度中の意見の申出も実現しなかったことを踏まえ、2011年6月16日に開催した第20回公務・公共部門の新たな高齢雇用施策検討委員会において、人事院の「定年延長に向けた制度見直し(素案)」原案に対する意見を整理した。なお、人事院との交渉・協議は公務員連絡会において対応した。

一方、2011年6月20日、厚生労働省の「今後の高年齢者雇用に関する研究会」は、「報酬比例部分の支給開始年齢の65歳への引上げ完了までには法定定年年齢が65歳に引き上げられるよう、引き続き議論することが必要」を中心とする報告書を取りまとめた。

定年延長については、年金支給開始年齢と現行定年年齢の間における空白期間が生じる2013年度を控え、引き続き、政府及び人事院の検討に対して、「雇用と年金を接続した公務・公共部門の新たな高齢期雇用政策の基本方向」に基づく雇用と年金を接続した新たな高齢雇用施策の確立に向けた対応を強化していく必要がある。

8. 公務公共サービス労働者の組織化と産別結集の活動の推進

公務労協は、2009年10月に設置した組織拡大センターを中心に、協約締結権が付与された自律的労使関係制度の確立を見据え、国家公務員関係組織の拡大と主体的力量の強化を重点に、国公連合との連携のもと取り組んできた。

最重点目標を中央府省における組織拡大に置き、①未加盟組織、未組織職場との交流・情報交換、②休止状況の組織の再建・活性化、③現行組織の組織拡大、④街頭宣伝行動などを柱に活動を推進した。

未加盟組織・未組織職場対策については、該当役員・職員との面談・意見交換や府省間配転者を通じた情報交換を進めてきたが、組織化に向けた具体化の段階まで至っていない。

街頭宣伝行動については、自律的労使関係の確立に向け、組合への結集、組織拡大の重要性などを訴えるチラシ配布行動を、毎月、霞ヶ関と全国のブロック機関所在地を中心に展開した。

今後、とくに国家公務員の自律的労使関係制度における政府との交渉態勢確立のため、組織の拡大と主体的力量の強化が喫緊の課題となる。中央府省のみならず出先機関を含めた未加盟・未組織対策、宣伝行動の継続・強化、「相談窓口」の設置、国公ユニオン組織の再整備、活動家育成に向けた学習会の開催など重層的な取り組みを進める必要がある。

9. 組織検討委員会報告（「今後の公務労協組織のあり方」に関する報告）の具体化

第6回総会において承認された組織検討委員会報告は、①第6回定期総会以降運営委員会等の確認により措置できるもの、②第7回定期総会において運営要綱等を改正した上で措置するもの、③さらに組織的・具体的な討議と検討を要するもの、という3つの区分において具体的な措置を講じることを求めるものであった。

2011年度は、①活動範囲の深化をはかるとともに、独立行政法人に係る該当構成組織間の連携・交流等を行う（2011年2月28日に第2回独立行政法人関係構成組織連絡会議を開催）、②未結成の18都県における構成組織を含めた個別の事情・背景等を把握した上で、重点県を設定し、すべての都道府県における地方組織の結成を推進する（地方組織の新たな結成を実現するに至らず）、③「協議会から連合会への移行」について、今後の労働基本権の回復等に係る法制度措置への対応と具体化の動向や推移を踏まえ、協約締結権のもとでの交渉体制の整備の必要と交渉機能・力量の強化という観点等から、移行に係る課題の整理等の具体的な検討を行う（移行に係る課題の整理等の具体的な検討を行うには至らず）等の課題の設定と対応をはかった。

一方、第7回運営委員会（2011年6月16日）において、新たに自律的労使関係制度の

確立に伴う組織及び機関運営の変更等について、関係法案の国会審議等の動向を踏まえ、組織建設対策委員会において討議することを決定したが、「国家公務員制度改革関連4法案」の国会審議等について不明確な動向が続いたため、具体的な議論を行うには至らなかった。

二、2012年度活動方針

1. 情勢の特徴

(1) 民主党を中心とする政権と政治情勢

2011年6月2日の民主党代議士会における事実上の退任表明から3ヵ月近くという異常な事態が経過した8月26日、菅総理は正式な退陣を表明した。そして、8月29日の民主党新代表の選出を踏まえた翌30日、政権交代以降2年で3人目となる野田総理が誕生した。

戦後、はじめて選挙による本格的な政権交代を実現し発足した鳩山内閣は、米軍普天間飛行場移設問題及び政治と金の問題をめぐり、著しい支持率の低下を招き、在任わずか266日戦後6番目の短命で終わった。そして、菅内閣は在任449日と戦後30人の総理の中で19番目の在任期間となったが、国家公務員制度改革関連4法案の国会提出やB型肝炎訴訟の基本合意などの成果を残したものの、「挙党態勢・412人内閣」と「熟議の国会」、「政治主導」、「有言実行内閣」など数々の政策・政権運営方針を提起したが、最後まで挙党態勢を構築することができず、官僚組織との敵対が政治主導の機能不全を招いた。

一方、9月13日に召集された第178臨時国会は、野田総理の所信表明演説を行い、衆参両院本会議での各党代表質問と予算委員会質疑を実施し、9月30日に閉会した。今後、自民党が2011年度第3次補正予算成立後に衆議院解散・総選挙に追い込んで政権を奪取する戦略を強めているもと、引き続き、「ねじれ国会」における国会運営等はまったく不透明な情勢にある。

民主党を中心とする政権が、改めて政権交代の原点に立ち返り、国民が安心して暮らすことのできる社会を実現する国民から信頼される政権として機能するため、政権交代に大きく関わってきた連合に結集する公務労協の責任は極めて重いものがある。

(2) 社会情勢等

日本経済の需要と潜在的な供給力の差を示す「需給ギャップ」は、 $\Delta 3.9\%$ (2011年1～3月期の内閣府試算)、 Δ 約20兆円(年換算名目ベース)で高止まりしている。企業はリストラによる内部留保をはかる一方で設備投資を抑え、家計では将来不安による消費抑制心理が進んでいる。

一方、欧米の消費者物価指数(CPI)は、新興国の需要増で食料品とエネルギーが値上がりし、2009年末から上昇基調に転じている。世界的に景気の停滞感が広がるもとの物価上昇の定着は、景気の更なる減速につながることを懸念される。また、デフレ基調が根強い日本経済にとっても、資源高や食料高という「外からの物価上昇圧力」が強まる可能性が高く、家計における他分野の消費抑制が一層進展することで、

結果的に国内需要不足が深刻化する恐れがある。そして、背景にアメリカ国債の債務不履行危機と景気の失速懸念及び欧州の財政危機による消極的円高圧力の状況にあっても、対GDP比で213%と主要国で突出している膨大な長期債務が存在するもと、今後、諸外国の金融政策運営等によっては、為替相場の変動や国債価格が短期間で大幅に下落するなど、危機的な状況を招きかねない。このような状況に対し、公務・公共に従事する労働組合として、対処的要求にとどまらない構造的な原因追求をはかるとともに、財政健全化に正面から向き合うことが不可避となっている。

生活保護受給者数は、1995年度の約88万人を底として増加に転じ、2011年3月末時点では約202万人となっている。200万人超は、戦後の混乱期以来59年ぶりとなる。また、受給者は現役世代の増加が顕著となり、2009年度の現役世代約17万世帯の3倍を超えている。これは、小泉政権以降継続されてきた構造改革路線において雇用が蔑ろにされてきたことを改めて明らかにしているとともに、政権交代以降とくに菅政権が掲げた「強い経済、財政、社会保障」の一体的実現において提起した雇用創出をきっかけとし経済成長につなげようとする政策が有名無実であったことを現わしたものといえる。

内閣府が公表した国民経済計算における2009年末の「一国経済・正味資産」は、約2,712兆円となっている。これは、一般政府が初めてマイナスの値(約49兆円)となったことに特徴がある一方、1999年末との比較では、家計(個人企業を含む)、一般政府そして金融機関のいずれの部門も正味資産が減少しているにもかかわらず、非金融法人企業のみが約320兆円も増加している。他方、サラリーマンの年収は、1997年の467万円をピークに、2009年には406万円と、この十余年で13%強も下落(国税庁・民間給与実態統計調査比較)している。

(3) 公共サービスと公務員を取り巻く情勢

2011年6月30日、政府・民主党の社会保障改革検討本部は、1994年9月に村山政権が決定して以来となる消費増税について、「2010年代半ばまでに段階的に消費税率を10%まで引き上げる」とする方針を決定した。「社会保障・税一体改革案」は、社会保障制度の充実・強化に3%、高齢化に伴う支出の自然増に1%、消費税率引き上げに伴う政府支出の増に1%の配分を提起しているが、2025年度の社会保障給付費151兆円(政府推計、2011年度の108兆円の4割増)に対し、不足分が生じることが想定(消費増税5%で約12.5兆円にとどまる)され、今後、さらなる消費税率の引き上げ、赤字国債の発行、社会保障給付費を含めた歳出削減等の対応をせまられることとなり、その意味で、当面の経済への影響を重視した場当たり的な方針といわざるを得ない。また、改革案は、「現行の消費税率は地方配分(地方消費税と地方交付税で全体の44%)を変更しないことを前提に、引上げ分は給付における国と地方の役割分担に応じて配

分」としているが、議論の過程において、国の財政再建の最優先を目論む財務省と総務省及び地方自治体との間での対立が鮮明となり、配分の決着について、予断を許さない状況にある。さらに、改革案は、「消費税収は官の肥大化には使わない」「2015年度までに国・地方の基礎的財政収支赤字を半減させる財政健全化目標を達成する」としているが、これは、国の将来像に関わる公共サービスを支える政府の規模やそのあり方を提起しないまま、現金給付を重視した公共サービスへと転換するための「ムダ削減」を優先してきた政策が、小泉構造改革以降継続されてきた小さな政府路線を踏襲したまま継続されているものと評価せざるを得ない。

2010年度末の国の行政機関の定員は30.2万人で、2005年度末との比較で3.0万人の減となっている。また、2011年度予算における定員純減による国家公務員人件費への影響は200億円程度削減(2010年度比)されている。

地方公務員数は約281万人(2010年4月1日現在)で、1995年から16年連続して減少し、とくに2005年以降約22.8万人の削減が行われている。

一方、独立行政法人に対する財政支出は、2008年度に1569億円削減、2009年度に1372億円削減、2010年度に3531億円削減、2011年度に1745億円削減が行われ、公益法人への財政支出は2010年度に431億円(△21.3%)で2006年度支出実績比で約55%が削減されていたものが、2011年度さらに461億円(△22.5%)削減されている。

これらは、この間の自民党を中心とする政権における経済財政運営の失策を不当にも公務員人件費等に転嫁してきた総人件費削減政策が、政権交代後も修正されていないことの証左といえる。

2. 活動の基本的考え方

政権交代から2年、そして衆参で多数派が異なる「ねじれ国会」における深刻な与野党対立等、複雑かつ困難な政治情勢のもと、民主党を中心とする政権への対応と関係について、構成組織間で共通する政策課題の実現主体であるとともに対政府等との交渉主体としての性格を有する公務労協は、連合の対応に結集する一方で、国家公務員の使用者たる性格と地方自治体及び独立行政法人・政府関係公益法人等の職員の勤務条件等に重大な影響力を有する政府に対し、政権交代を果たした原点に立ち戻る「国民生活を最優先した政策」の実現と、自民党を中心とするこれまでの政権との関係とは異なる有意義な労使関係を構築することを求めることとする。

民主党を中心とする政権への対応と関係は、

- ① 社会的公正と国民の安心・安全を確保する質の高い公共サービスの再構築をはかる立場から、政権の運営等に協力する。
- ② 個々の政策課題については、政権を構成しているか否かにかかわらず、政党と労働組合との性格や目的の違いを踏まえ、是々非々の立場で対応する。

- ③ 利用者等としての政府に対しては、自民党を中心とする政権とは異なる政権であることを再確認する一方、緊張感のある労使関係を前提としつつも、公式・非公式、事前・事後を問わない有効かつ誠実で互いの信頼関係を重視した労使関係を構築する。
- ④ 個別の政策や課題に対する是々非々については、とくに政府との労使関係において、「非は非」を明確にした対応をはかる。

小泉政権以降継続されてきた構造改革路線により、二極化と格差社会の進行と公共サービスの質の劣化そして地域間の公平性の喪失など公共サービスの基盤が動揺し、2008年秋以降の世界的な金融・経済危機のもとでの実体経済への深刻な影響による地域間、個人間、世代間での極限を超える格差拡大の実態化が是正されていないわが国において、公的年金や医療、介護、生活保護などの社会保障、雇用、少子化対策等、政府の役割が今後さらに重要になる。その意味で、小さな政府路線の転換と公共サービスに従事する労働者の雇用と処遇を含めた現物(サービス)給付を重視した政策の具体化を強く求めていく必要がある。

今日、政府の規模を見るときには、一般的な租税負担と社会保険の拠出を加えたGDP比の水準(国民負担率)が用いられているが、新自由主義や福祉国家批判が最も強く沸き起こったのは、我が国をはじめとする比較的国民負担率の低い小さな政府に属する国である。例えば、高福祉・高負担を特徴とする北欧諸国においては、政府に対する国民の信頼は総じて高いといわれている。社会保障制度をはじめとする公共サービスを支えるために税金や社会保険料を積極的に負担し、財源面でも一人一人が貢献するという国民意識が醸成されている。

2005年の労働力人口に占める政府の雇用者数の割合は、日本は約5%、スウェーデンは約28%となっている。一方、市場所得による相対貧困率に両国間でほとんど差はない(16~17%)にもかかわらず、所得再分配後の相対貧困率はスウェーデンが5%、日本は13.5%で、所得再分配の機能は大きく異なっている。すでに我が国が、OECD諸国の中でも最悪に近い格差社会にあることを踏まえ、育児・介護・医療・教育・福祉等の公共部門における雇用を拡大することは、少子高齢化社会に対応するとともに、依然として最悪の状況にある雇用情勢を改善し、デフレギャップの解消と格差の縮小をはじめとする今日の経済・社会的問題を解決する有効な手段であるといえる。

公務労協は、財政再建と総人件費削減に係る政治的対応が引き続き焦点化していく情勢に対し、公務公共サービスに従事する労働組合としての社会的責任と役割を果たすとともに、政府・公務員そして公共サービスに対する国民の信頼回復をはかることを基本的な立場として、良質な公共サービスの実現に向け、そのあり方を再構築する取組みを強化する。

3. 具体的課題と取組み

(1) 良い社会をつくる公共サービスキャンペーン

2009年5月の公共サービス基本法の制定を踏まえ、2010年春季生活闘争より新たな活動段階に移行した「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」は、「公共」の再構築を目標とする取組みとして、公務労協の存在意義を組織内外に示すものであるとともに、恒常的そして永続的な対応が求められるものである。これまでの取組みの到達点を踏まえ、とくに公共サービス基本法の趣旨を具体的に活かし実践する主体的な対応を通じて、2012年度においては、①公共サービス基本条例の制定、②公務・公共部門の雇用拡大に重点を置いた活動の具体化をはかる。

① 公共サービス基本条例の制定について

2010年春季生活闘争より取組みを開始した公共サービス基本条例の制定について、すべての地方自治体において制定することを最終的な目標とし、継続的課題として対応する。具体的な活動等については、2012年春季生活闘争方針において提起する。

② 公務・公共部門の雇用拡大について

新自由主義のもとでの「危機の時代」にピリオドを打つとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会を実現する国の将来像を導くため、以下を目的とする「公務・公共部門の雇用拡大アクション」(仮称)を展開する。

- ・ 少子高齢化社会への対応
- ・ 東日本大震災の復旧・復興
- ・ 格差社会からの転換
- ・ 雇用情勢の改善とデフレの解消

(2) 公務員制度改革、労働基本権確立の取組み

民主党を中心とする政権のもと、ILO勧告をみたした労働基本権の確立と民主的公務員制度改革の実現をめざしたこれまでの取組みの到達点に「国家公務員制度改革関連4法案」及び「地方公務員の自律的労使関係制度の確立に関する法案」を位置付けるとともに、第179臨時国会期における法案の成立に向け、2000年12月の行政改革大綱閣議決定以降10年余に及ぶ活動の最終局面として、連合との連携のもと、組織の総力をあげた対応をはかることとする。なお、節目節目において対策本部会議等を開催し、具体的な対応及び取組み等を協議する。

(3) 事業仕分け、独立行政法人及び政府関連公益法人改革等に対する雇用・労働条件確保の取組み

雇用と労働条件に影響を与える政策・予算・制度の具体化または見直し等は、すべ

て労使交渉事項であるという立場から、行政刷新会議等をはじめとする事業仕分け、独立行政法人及び政府関係公益法人改革等への対応を連合との連携のもとではかることとする。

具体的には、当該構成組織における個別的・具体的課題への対応を基礎に、雇用と労働条件を確保する公務労協の統一的取組みを推進する。また、労使間自治の原則のもとでの対応を強く求めるとともに、雇用と労働条件に係る労使交渉・協議及び合意による措置を確保し、組織の改廃等に伴うルールの実立をはかる。

東日本大震災以降、機能的限界を露呈している行政刷新について、野田内閣が「行政の無駄遣いを根絶すべく、行政刷新の取組を継続・強化する」という基本方針を明らかにしたことを踏まえ、今後の政府側の動向に係る注視を怠ることなく、とくに独立行政法人及び政府関連公益法人の見直しに対して、行政刷新会議対策委員会を中心として、①見直しに係る基本的理念の追求、②個別法人見直しへの対応、③雇用確保策の制度化を課題とした取組みを強化する。なお、基本的理念の追求と雇用確保策の制度化は、公務労協としての統一对応を基本とし、個別法人見直しへの対応は、当該構成組織による個別の具体的課題への対策を基礎とする。

（４）特別会計の見直し等に対する取組み

事業仕分け第3弾の判定結果に基づき当初政府が表明した2012年通常国会への関連法案提出が困難な状況となっていることを踏まえつつも、野田内閣における「行政刷新の取組を継続・強化する」基本方針を踏まえ、今後の政府側の動向に係る注視を怠ることなく、個々の事務・事業、資金等について国民生活の安心・安全の確保を前提として、見直しに伴って雇用問題が生じる場合は、政府における統一的な体制確立等の国の雇用責任の明確化と、公務労協及び当該構成組織との十分な交渉・協議、合意により措置することを求める。

（５）地域主権改革・国の出先機関の見直し等に対する取組み

住民に身近な公共サービスを基礎自治体が担い、補完性の原理に基づき、住民参加で必要な公共サービスの決定がなされる仕組みを構築する地域主権改革の実現を求める。

国の出先機関については、総人件費削減の手段としての改革を排除し、政府の責任に基づく当該職員の雇用と労働条件の確保を前提とさせる。具体的には、引き続き、地方分権改革対策委員会を中心として、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを基本とする「アクションプラン」が提起した、①2012年通常国会における所要の法整備、②体制整備(2014年度中)までの間の地方自治体の意見・要望に基づく事務・権限の移譲、③財源・人員の取扱い、④人材移管等の総合的調整を行う横断的

体制等への対策を強化する。

(6) 新たな高齢雇用施策の確立の取組み

雇用と年金支給開始年齢の接続は、公務・民間を問わない被用者全体の課題であるという観点から連合との連携を重視するとともに、段階的定年年齢の引上げを措置するための「雇用と年金を接続した公務・公共部門の新たな高齢期雇用政策の基本方向」の実現を求め、対政府交渉等を強化する。具体的には、人事院の「意見の申出」を踏まえ、関係法案の早期策定と国会提出に係る対応を強化する。

(7) 賃金・労働条件の改善に関する取組み

- ① 引き続き、「政治」の公務員給与に対する介入を排除し、総人件費削減政策の転換に向けて、労使交渉、政府との各級段階の交渉・協議、政党対策を強化する。
- ② 連合と連携し、公務員給与の社会的合意を確立するための取組みを進める。そのため、2012春季生活闘争に向けた方針議論に積極的に参加するとともに、労働条件専門委員会を中心にその準備を進める。
- ③ 格差是正の取組みを積極的に推進し、短時間公務員制度の導入をめざすとともに、臨時・非常勤職員をはじめとする全ての公共サービス労働者の雇用安定と処遇改善を求める。
- ④ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、超過勤務の縮減、休暇・休業制度の拡充を求める。

(8) 男女共同参画社会の実現に向けた取組み

職場の男女平等、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)、男女間格差の是正と均等待遇の実現を課題として、「第3次男女共同参画基本計画」(2010年12月17日閣議決定)及び改正「女性国家公務員の採用・登用拡大に関する指針」の着実な実施に向けて、①ワーク・ライフ・バランス憲章と行動指針の具体化、②次世代育成支援対策推進法に基づく、労使協議による行動計画の改善と着実な実施、③募集・採用・配置・昇進における男女間格差の是正、④結婚・妊娠・出産・育児・介護などを理由とする不利益取扱いの一掃、⑤男性の育児休業・介護休暇取得の促進等の取組みを推進する。

(9) 公務公共サービス労働者の組織化と産別結集の活動の推進

引き続き、国公連合の取組みを第一義におき、公務労協との共同事業としての組織化の重点目標・対象を中央省庁に設定し、交流と情報提供、大衆的情報配布等を中心とする未加盟対策を任務として設置した組織拡大センターの活動の強化・拡大をはか

る。2012年度は、国家公務員の自律的労使関係制度の確立を視野に、新たな産別結集組織の実現について具体的かつ確実な成果を得る対応をはかることとする。

(10) 「自律的労使関係制度の確立に伴う組織及び機関運営の変更」と組織検討委員会報告の具体化及び機関運営等について

「自律的労使関係制度の確立に伴う組織及び機関運営の変更等に関する方針案(仮称)」を策定する。なお、第13回代表者会議において提案することを基本に、関係法案の国会審議等の動向を踏まえ対応する。

今後の公務労協組織のあり方に関する報告(第6回総会承認)が指摘した措置について、未達成及び継続となった課題の実現に向けて、以下のとおり、具体化をはかることとする。

- 活動範囲の深化をはかるとともに、独立行政法人に係る該当構成組織間の連携・交流等を行う。
- 未結成の18都県における構成組織を含めた個別の事情・背景等を把握した上で、重点県を設定し、すべての都道府県における地方組織の結成を推進する。また、諸会議または集会を活用した構成組織中央段階における対応等、主要な構成組織が各地方段階で結成に向けた主体的な役割を担うこととする。
- 各部会構成組織書記長の運営委員会への参加について、国公連合における合意形成を踏まえた廃止・整理を行う。
- 企画調整委員の人数等の変更について、正副議長会・企画調整会議、運営委員会において検討する。
- 「協議会から連合会への移行」については、自律的労使関係制度の確立に伴う組織及び機関運営の変更への対応を優先し、その具体化等を踏まえ、改めて討議の必要の有無を含めた再検討を行う。